

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
 大津市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-4(1)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	全般的事項	事業計画の具体化に伴い、計画路線に係る環境影響を的確に把握できるように、計画路線等の位置及び構造、周辺地域の環境の保全、景観への配慮等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。	事業計画の具体化に伴い、計画路線に係る環境影響を的確に把握できるように、計画路線等の位置及び構造、周辺地域の環境の保全、景観への配慮等を踏まえた調査、予測及び評価を行います。	1(3), 1(4)
2	全般的事項	事業計画の具体化に伴い、調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼすような場合は、十分に見直しを行い、調査、予測及び評価を行うこと。	事業計画の具体化に伴い、調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼすような場合は、十分に見直しを行い、調査、予測及び評価を行います。	1(3)
3	全般的事項	既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用い、その有効性を検証した上で使用すること。なお、用いた資料の出典も明確に示すこと。	既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用い、その有効性を検証した上で使用します。また、用いた資料の出典も明確に示します。	1(4)
4	全般的事項	準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の手法を明確に示し、結果をわかりやすく提示するとともに、専門的用語には注釈を加えるなど、住民等の理解が容易となるように努めること。	準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の手法を明確に示し、結果をわかりやすく提示するとともに、専門的用語には注釈を加えるなど、住民等の理解が容易となるように努めます。	1(6)
5	大気、騒音、振動	自動車の走行に係る大気質、騒音及び振動の調査地点及び予測地点については、地域特性等を考慮した上で選定を行うこと。また、居住地域等への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に係る大気質、騒音及び振動の調査地点及び予測地点については、地域特性等を考慮した上で選定を行います。また、居住地域等への影響についても調査、予測及び評価を行います。	2(1)
6	水質、地形、地質	本事業実施区域には、琵琶湖、流入河川及び内湖(乙女ヶ池)があることから、事業の実施による水質や水環境に与える影響を把握できるよう、調査時期、調査地点及び予測地点を選定し、地域特性等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。なお、平水時だけでなく降雨時の影響も把握できるよう調査、予測及び評価を行うこと。	本事業実施区域には、琵琶湖、流入河川及び内湖(乙女ヶ池)があることから、事業の実施による水質や水環境に与える影響を把握できるよう、調査時期、調査地点及び予測地点を選定し、地域特性等を踏まえた調査、予測及び評価を行います。また、平水時だけでなく降雨時の影響も把握できるよう調査、予測及び評価を行います。	2(2)
7	水質、地形、地質	事業の実施により、地下水の水位、水量、水質等に影響を与えるおそれがあることから、既存資料の調査や現地調査により事業実施区域における当該環境影響を確実に把握し、評価を行うこと。また、影響を及ぼすような場合は、環境影響評価の項目の見直しを行い、調査、予測及び評価の実施を検討すること	トンネルについては、地山の支保機能を前提とした山岳トンネル工法を採用する計画としています。吹付コンクリートを実施することで岩盤との隙間を減らし、トンネル内部への漏水や地下水の流れへの影響を防ぐことで、地下水の水位への著しい影響は生じないと考えております。 なお、事業実施段階において、地下水の水位の監視等を行います。琵琶湖への湧水に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には必要に応じて検討を行います。	2(2)

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
大津市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-4(1)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
8	動物、植物、生態系	調査において、重要な動植物種、群落等を調査する際は、専門家などからの情報収集にも努め、適切に予測、評価を行うこと。また、重要な動植物種、群落等が存在しない場合でも、多様性、脆弱性、希少性又は特殊性が高いと認められる注目種、群落について適切に調査、予測及び評価を行うこと。	調査において、重要な動植物種、群落等を調査する際は、専門家などからの情報収集にも努め、適切に予測、評価を行います。また、重要な動植物種、群落等が存在しない場合でも、生態系の予測評価において多様性、脆弱性、希少性又は特殊性が高いと認められる注目種、群落について適切に調査、予測及び評価を行います。	2(3)
9	動物、植物、生態系	本事業実施区域は、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれているため、特に猛禽類の繁殖、営巣を把握できるよう調査方法を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、イヌワシ・クマタカ等の猛禽類の繁殖、営巣を把握できるよう調査方法を選定し、調査、予測及び評価を行います。	1(4)
10	景観、人と自然との触れ合い	景観についての調査、予測及び評価に当たっては、地域特性を十分踏まえて適切に行うこと。	景観についての調査、予測及び評価に当たっては、地域特性を十分踏まえて適切に行います。	2(4)
11	景観、人と自然との触れ合い	事業計画の具体化する段階で、法面の発生等、景観への影響について適切に評価できるよう必要な眺望点を追加するなど、調査、予測の手法を見直した上で、景観の調査、予測及び評価を行うこと。	景観の予測および評価の対象とする眺望点及び景観資源については、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)に基づき、「主要な眺望点」及び「主要な景観資源」を抽出しています。あわせて、地域の景観の観点から主要な眺望点については自治体にヒアリングの上抽出します。今後も必要に応じて関係自治体・関係機関の協力を得ながら調査を進めます。	2(4)
12	景観、人と自然との触れ合い	大溝の水辺景観への影響について、十分な調査、予測及び評価を行うこと。	重要文化的景観選定地(大溝の水辺景観)についての調査、予測および評価に当たっては、高島市景観計画を踏まえて景観の配慮に努めます。	2(4)

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
 大津市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-4(1)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
13	廃棄物	事業計画を具体化する段階で実施される現地調査においては、本事業実施区域における既存工作物の廃棄量を適切に算出するとともに、不法投棄物の有無についても確認すること。不法投棄物が確認された場合は、その量を適切に算出し、その影響について予測、評価を行うこと。	今後の詳細ルート設計の段階において現地の状況等の調査を実施します。 また、不法投棄が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対応します。	2(5)
14	文化財	有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財等の伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。なお、事業計画の具体化に伴い新たな影響が予見される場合には、改めて調査、予測及び評価の実施を検討すること。	有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財等の伝承文化については、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」に基づき、事業による有形文化財、無形文化財、無形民俗文化財等への影響の可能性について関係機関と協議の上、選定しています。 なお、事業計画の具体化に伴い新たな影響が予見される場合には、改めて調査、予測及び評価の実施を検討します。	2(6)
15	その他配慮すべき事項	その他配慮すべき事項に関する意見は別紙のとおり。	-	-

**国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
大津市長意見(その他配慮すべき事項)に対する事業予定者の見解**

資料1-4(1)別紙

番号	課名	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	廃棄物減量推進課	既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。	既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理します。	3※
2	文化財保護課	当該地には、周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、工事施工中に遺構・遺物と思われるものが出土した場合、直ちに当課まで届け出ること。 文化財保護の見地から、重要な遺構が確認された場合は、保存について協議すること。	周知の埋蔵文化財包蔵地について、工事施工中に遺構・遺物と思われるものが出土した場合、直ちに大津市文化財保護課まで届け出ます。 文化財保護の見地から、重要な遺構が確認された場合は、保存について協議します。	3※
3	予防課	危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。 ※指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、大津市北消防署予防係と協議すること。 危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。	危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防関係法令を遵守します。 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、大津市北消防署予防係と協議します。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議します。	3※

※:知事意見の段階で、「3 その他」として各種法令等を遵守と必要に応じた関係行政機関との協議に言及。

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書
高島市長意見に対する事業予定者の見解

資料1-4(2)

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業予定者見解	意見(案)への反映
1	大気環境および騒音・振動について	排ガス等の大気環境や騒音・振動への影響を適切に評価できる調査をすること。 工事の実施に伴う、粉じん、騒音、振動、悪臭および濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、振動の影響について、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 工事の実施に係る粉じん、騒音、振動及び濁水等の影響については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。本事業の実施に伴う著しい悪臭影響はないと考えております。	1(2), 1(4)
2	水環境について	路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響についても調査すること。	路面凍結防止剤を含む道路排水等による道路からの影響は、一時的なものであり、時間の経過とともに速やかに減少することから、動植物や農業用水への影響は一般的には小さいと考えられます。今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、具体的な排水計画に付随して、最新の知見を基に検討します。	2(2)
3	動物について	道路の運用に伴い、中型～大型哺乳類のロードキルの発生が予測されることから、ファウナ調査のみではなく、ロードキルの発生リスクのあらい出しと有効な対策を考えるうえで、必要な情報の収集を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物(中型～大型哺乳類)について、必要な情報の収集を行い、調査、予測、評価を行います。	2(3)
4	文化財、景観について	決定したルートは、白鬚神社や鶉川四十八躰仏、シン垣遺跡など文化財が複数所在する地域であることから、文化財保護法による届出および高島市教育委員会文化財課と直前の協議を行うこと。また、重要文化的景観選定地(大溝の水辺景観)に該当するため、高島市景観計画に基づき、景観への配慮に努めること。	文化財の取り扱いについては、事前に地元自治体の文化財主管課及び滋賀県文化財保護課と協議し、その保護策について配慮します。また、重要文化的景観選定地(大溝の水辺景観)についての予測および評価に当たっては、高島市景観計画を踏まえて景観の配慮に努めます。	1(2), 2(4), 3※

※: 知事意見の段階で、「3 その他」として各種法令等を遵守と必要に応じた関係行政機関との協議に言及。